円	円

を

		円	

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（二）　記載要領

この表は、租税特別措置法第56条第１項（中小企業事業再編投資損失準備金）に規定する中小企業者で青色申告書を提出するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(一)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、青色申告書を提出する法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）附則第53条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第11条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の２（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(二)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「(以下この号において「採掘権者等」という。)」及び「。以下この号において「令和２年改正法」という。」を削り、「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の２」を「同法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の２」に改め、「又は連結法人で採掘権者等であるものが令和２年改正法附則第101条第１項（連結法人の準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第１１号を次のように改める。

２　「積立限度額 $(4)\times\frac{\quad}{100}$ (5)」の分子の空欄には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

(1)　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する事業年度　10

(2)　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する事業年度　20

(3)　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に開始する事業年度　30

(4)　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する事業年度　40

(5)　令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度　50

別表十一(三)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「(以下この号において「廃棄物処分業者」という。)」及び「。以下この号において「平成18年改正法」という。」を削り、「平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６」を「同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６」に改め、「又は連結法人で廃棄物処分業者であるものが平成18年改正法附則第135条第５項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の45（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第１１号中「含む事業年度である場合には、」を「含む事業年度である場合には」に改め、「又は当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が廃棄物の最終処分を開始した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数とし、当該連結事業年度が廃棄物の最終処分を終了した日を含む連結事業年度である場合には、当該連結事業年度開始の日から当該終了した日までの期間の月数とする。)」を削る。

別表十一(四)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号中「許可）若しくは」を「許可）又は」に改め、「(以下この号において「処理施設の設置の許可」という。)」及び「若しくは令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下この号において同じ。）第56条（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが令和２年改正前措置法第68条の46（特定災害防止準備金）」を削り、同第１１号中「又は連結事業年度の区分」を「の区分」に改め、同号㋑を削り、同号㋺中「令和５年４月１日」を「令和６年４月１日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同号㋺を同号㋑とする。